

**「ドイチェ・ライフ・プラン 30/50/70」
約款変更（予定）のお知らせ**

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。また、平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、このたび弊社では、追加型証券投資信託「ドイチェ・ライフ・プラン 30」、「ドイチェ・ライフ・プラン 50」、「ドイチェ・ライフ・プラン 70」（以下、それぞれを「各ファンド」といいます。）につきまして、下記のとおり約款の変更を予定しておりますのでお知らせいたします。各ファンドへの投資をご検討いただく際には十分ご留意下さいませよう、お願い申し上げます。

何卒ご理解を賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 変更の内容及び理由

各ファンドは、ドイチェ・日本株式マザー受益証券、ドイチェ・日本債券マザー受益証券、ドイチェ・外国株式マザー受益証券、ドイチェ・外国債券マザー受益証券（以下、それぞれを「各マザーファンド」といいます。）を主要投資対象としますが、各ファンド及び各マザーファンドの運用残高の減少に伴い、運用の基本方針に則った運用を継続することが困難な状況になっております。

このような状況の中、弊社は、各ファンドの信託契約を解約し、お預かりした運用資産を受益者の皆様へお返しすることが受益者の皆様にとって最善であると判断いたしました。しかしながら、各ファンドは一部確定拠出年金での取扱いがあり、諸手続きに時間を要するため、直ちに信託終了（繰上償還）を行うのではなく信託期間を2027年2月10日（水）までとする変更を行います。

2. 約款変更の日程及び手続きについて

公告日 (異議申立てを行うことができる受益者及び受益権口数の確定)	2026年2月18日（水）
異議申立て期間	2026年2月18日（水）から 2026年3月25日（水）まで
約款変更の成否確定	2026年3月27日（金）
新規の取得申込みの受付	2026年3月30日（月）まで
信託約款変更予定日	2026年4月1日（水）

この約款変更につきまして、2026年2月18日（水）現在の受益者の方は、上記の異議申立て期間中に、弊社に対して書面をもって異議を申し立てることができます。**（確定拠出年金制度においては、当該手続きは資産管理機関または事務委託先金融機関にて行われるため、加入者の皆様にお手続きを行っていただく必要はございません。）**

当該異議の申立てのあった各ファンドの受益者の受益権の合計口数が、2026年2月18日（水）現在の各ファンドの受益権総口数の二分の一を超えない場合は、各ファンドについて2026年4月1日（水）に約款の変更を行い、信託期間を2027年2月10日（水）までとします。

なお、異議の申立てのあった受益者の受益権の合計口数が、2026年2月18日（水）現在の受益権総口数の二分の一を超えたファンドについては、上記の約款変更を行いません。

約款変更を行うかどうかの結果につきましては、当社のホームページ上でお知らせいたします。

(注)「異議申立て」とは、投資信託及び投資法人に関する法律に定められた手続きであり、約款の重大な変更や信託終了（繰上償還）を行う際に必要とされる手続きです。**なお、当該手続きは、確定拠出年金制度においては、資産管理機関または事務委託先金融機関に対して行われるものであり、加入者の皆様に対して行われるものではありません。**

以上